

小学校周辺の危険なブロック塀等の撤去費補助

－姫路市危険ブロック塀等撤去支援事業－

地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害の軽減を図るため、危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀等

次の①と②のどちらにも当てはまるブロック塀等（コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀）が対象です。

- ① 個人住宅（過半が住宅以外又は賃貸を除く）に付属するもので、各市立小学校が定める通学路に面するもの 又は 各市立小学校から500m以内にある道路等（当該校区内にあるもの）に面するもの

※通学路及び500m以内の道路の確認は建築指導課（tel：079-221-2547）までお問合せください。

- ② 塀の高さが60cmを超えて、裏面のブロック塀等点検表に適合しない項目があるもの

※点検表の適合状況は様式第3号「ブロック塀等点検表」により申請者において確認してください。

対象となる工事

次の①から④のすべてに当てはまる撤去工事が対象です。

- ① 請負契約に基づく工事であるもの
② 同一敷地内の補助対象ブロック塀等はすべて塀の高さ60cm以下まで撤去するもの
③ 建築基準法第42条第2項道路内にある補助対象ブロック塀等は、道路面まで撤去するもの
④ 当該工事に対して、国、地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないもの

補助対象経費

補助対象となる撤去工事費は、撤去費、廃棄物運搬費、処分費、仮設費及び諸経費です。

以下は補助対象外となりますのでご注意ください。

- ・門扉、門柱の撤去費用や撤去後に新たにフェンスや塀などを設置する費用
- ・補助対象外のブロック塀等の撤去費用

補助対象外の工事を一緒に行う場合は、見積り明細を対象・対象外で分けて作成してください。

補助金の額

補助金の額は、次の①から③のいずれかで一番少ない額となります。

① 補助対象経費の3分の2
（千円未満切り捨て）

② 撤去するブロック塀等の見付面積
1平方メートル当たり1万円

③ 20万円

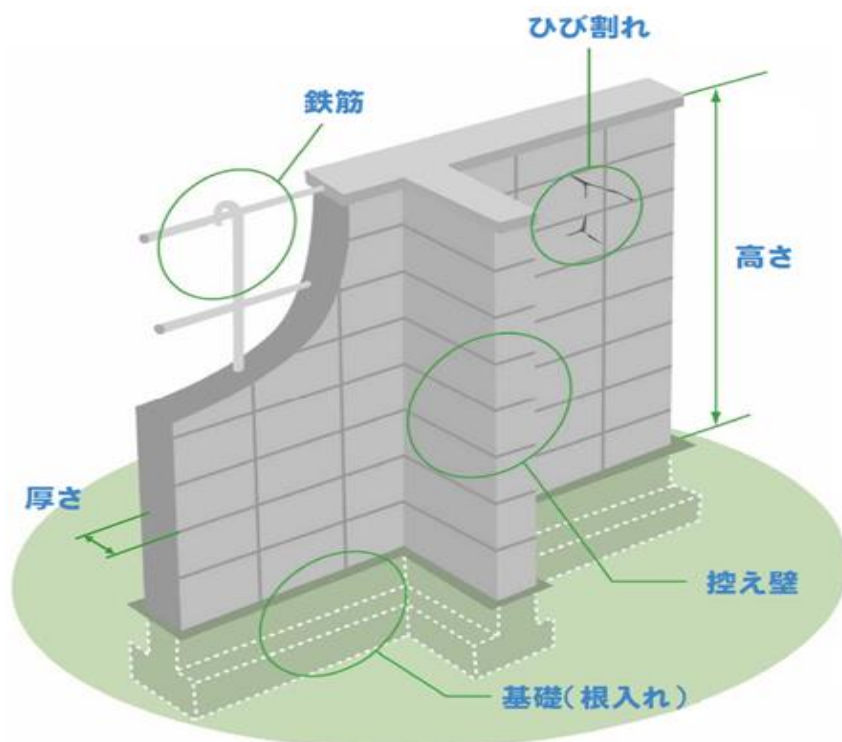
補助対象者

次の①から③のすべてに当てはまる方が対象です。

- ① 補助対象ブロック塀等の所有者
- ② 過去に同一の敷地で本事業の補助金の交付を受けていない者
- ③ 姫路市暴力団排除条例に定める暴力団及び暴力団員でない者

ブロック塀等点検確認項目

項 目	補強コンクリートブロック造の塀の基準	左記以外の組積造の塀の基準
塀の高さ	地盤から 2.2m 以下である。	地盤から 1.2m 以下である。
塀の厚さ	高さ 2m を超える塀で 15cm 以上である又は高さ 2m 以下の塀で 10cm 以上である。	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上ある。
控壁	塀の高さが 1.2m 超の場合、塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控壁がある。	塀の長さ 4m 以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁がある又は壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある。
基礎	コンクリートの基礎がある。	コンクリートの基礎がある。
傾き、ひび割れ等	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。	塀に傾きやひび割れがない。人の力でぐらつかない。
※上記の全ての項目において基準を満たす場合は、次の項目を図面等で確認する。		
鉄筋	(塀の壁内) 直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 以下の間隔で配筋されており、縦筋の末端は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている。 (控壁の壁内) 直径 9mm 以上の鉄筋が配筋されている。	—
基礎	塀の高さが 1.2m 超の場合、基礎の丈が 35cm 以上、根入れ深さが 30cm 以上ある。	根入れ深さが 20cm 以上ある。



交付申請必要書類・様式

交付申請に必要な書類は次のとおりです。

申請には正・副の2部必要です。

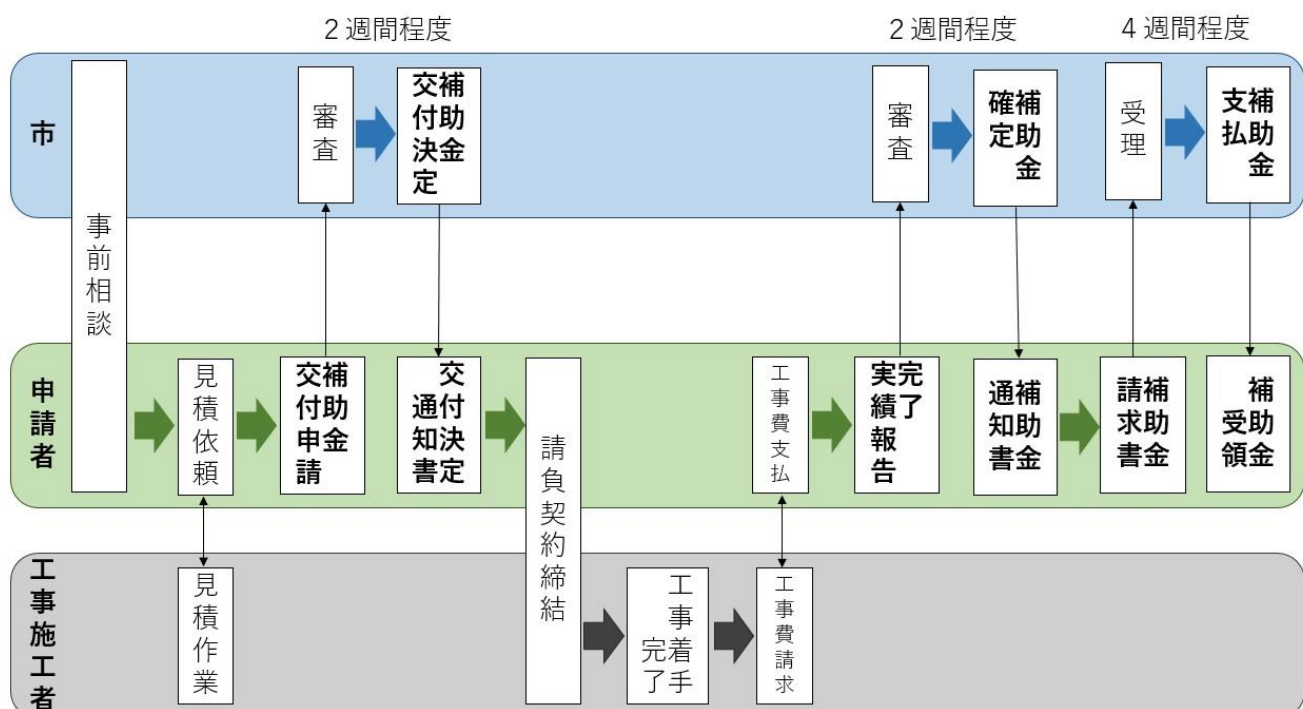
- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ ブロック塀等撤去工事概要書（様式第2号）
- ☐ ブロック塀等点検表（様式第3号）
- ☐ 付近見取図
- ☐ 現況概略図（撤去するブロック塀等の寸法が明記された配置図等）
- ☐ 現況写真（ブロック塀等の全景と、高さと延長（長さ）及び点検表の不適合部分が判別できる各写真…高さと長さは撤去するブロック塀の各寸法がわかるもの）
- ☐ 撤去工事の見積書の写し（補助対象経費の明細が明記されたもの）
- ☐ ブロック塀の所有者であることが分かる書類（建築物の登記事項証明書、納税通知書など）
- ☐ 暴力団排除に関する誓約書
- ☐ 補助金交付に係る誓約書（様式第4号）
- ☐ 相手方登録申出書、本人確認書類（運転免許証等）
- ☐ 委任状（申請者以外の方が窓口に応用する場合）
- ☐ 同意書等（所有者以外の方が申請する場合又は所有者が複数いる場合）

申請受付

令和7年（2025年）11月26日（水曜日）正午 まで

予算が無くなり次第受付終了となります。

申請から補助金交付までの流れ



留意事項

- 申請をご検討の方は、姫路市建築指導課において事前相談をお願いします。
- 補助を受けるには工事着手前に申請が必要です。
- 工事契約は交付決定通知後に行ってください。
- 工事完了後、実績報告書の提出が必要です。
- 実績報告期限は以下①、②のうち、いずれか早い日です。
 - ① 事業完了後（工事費支払い後）30 日以内
 - ② 令和 8 年（2026 年）1 月 28 日（水）正午

お問い合わせ

姫路市役所 建築指導課 防災・耐震担当 電話 079-221-2547
（姫路市役所 本庁舎 5 階）

申請様式は建築指導課ホームページより
ダウンロードできます。

検索

姫路市 ブロック塀 撤去補助